

甲州市行政改革推進委員会設置条例

平成 18 年 3 月 29 日

条 例 第 4 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応し、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応できる簡素で効率的な行政システムの確立に向け、本市の行政改革について広く市民の意見を聴くため甲州市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の事項について調査し、及び審議する。

- (1) 甲州市行政改革大綱の策定及び改定に関すること。
- (2) 甲州市行政改革大綱の進捗状況に関すること。
- (3) その他行政改革の推進に関すること。

2 委員会は、前項の規定により審議した事項について、必要に応じて市長に対し提言又は助言を行うものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政に関し優れた見識を有する者
- (2) 公募に応じた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 この条例の施行後最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

(甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 甲州市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年甲州市条例第39号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

行政改革推進委員会委員	日額	5,500円
-------------	----	--------